

南アフリカ共和国から EU に輸入されるカンキツの カンキツ黒星病 (Citrus Black Spot) を巡る問題

～国際植物防疫条約の紛争解決制度の活用～

政策研究大学院大学

舟木 康郎 (ふなき やすろう)

はじめに

EU は、南アフリカ (以下、「南ア」という。) 産カンキツの EU への輸入に関し、カンキツ生果実にカンキツ黒星病 (Citrus Black Spot: CBS) が存在しないことを条件として求めている。しかしながら、南アは、カンキツ生果実は EU 域内へのカンキツ黒星病菌の侵入、定着、まん延等の経路 (Pathway) になりえないとして、この措置を緩和すべきと主張してきた。南アは長い間、本件の解決のため EU との二か国 (地域) 間での解決を試みてきたものの、それでは解決が難しいとして、2010 年になって国際植物防疫条約 (International Plant Protection Convention: IPPC) 事務局に対し、IPPC の紛争解決制度を活用した協議を申請した。その後、2013 年 2 月には、IPPC の下での二か国 (地域) 間での協議が開催、2014 年 9 月に IPPC の下での専門家委員会の設置に向けた手続き (専門家委員会委員の公募) の開始に至った。この案件は IPPC の紛争解決制度の初めての正式な活用事例となった。

IPPC は、近年 WTO の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS 協定) に規定される国際基準設定機関として知られるようになった¹が、紛争解決制度を有していることはあまり知られていない。以下では、南アフリカ共和国から EU に輸入されるカンキツの CBS を巡る問題 (以下、「EU・南アカンキツ問題」

という。) とともに、同問題の解決策としての IPPC の紛争解決制度の活用の動きを紹介する。

I IPPC の紛争解決制度

IPPC は「植物に有害な病害虫が侵入・まん延することを防止するために、加盟国が講じる植物検疫措置の調和を図ることを目的」とした条約である。1952 年に発効し、現時点で 182 か国が加盟している (農林水産省 HP, IPPC HP)²。IPPC の紛争解決制度については、IPPC 第 13 条に「紛争の解決 (Settlement of disputes)」として記されている。

WTO の紛争解決制度は貿易紛争の解決手段として広く知られ、活用頻度も高い。IPPC の紛争解決制度は、この WTO の紛争解決制度とは様々な面で異なる特徴を有している。例えば WTO の場合、パネル設置は「ネガティブコンセンサス方式」³を採用しているが、IPPC の場合、専門家委員会の設置には当事国の合意が必要な「コンセンサス方式」を採用している。また、WTO の紛争解決制度はその勧告について高い法的拘束力と制裁権限を有するのに対し、IPPC の制度はそれらを有さない。

このほか、科学・技術的な内容が中心の紛争に関し、WTO の紛争解決制度では科学・技術の専門家の見解を参考にパネルの委員⁴が報告書を作成するのに対し、

Phytosanitary Disputes on CBS Infected Citrus Fruits, Imported from South Africa to the EU: Utilization of Dispute Settlement Procedures of the International Plant Protection Convention. By Yasuro FUNAKI

(キーワード: カンキツ, カンキツ黒星病, IPPC)

¹ IPPC は、実際には「条約」であって「機関」ではない。IPPC の組織体制や国際基準策定に関する意志決定については横井 (2015) を参照のこと。

² 植物検疫に関する国際的枠組みの形成過程については、舟木 (2015) を参照のこと。

³ 1 か国でも採択または承認に賛成する限り、承認が行われる方式をいう。

⁴ 法律の専門家か外交官の場合が多い。

表-1 IPPC に対して要請のあった植物検疫上の紛争

産品・事項名	病害虫	要請時期（年/月）	解決の状況（年/月）
コブラ（ココナッツ）	Coconut lethal yellows (LYD) ココナッツのファイトプラズマによる病気	1996	不明
コメ	ヒメアカカツオブシムシ (<i>Trogoderma granarium</i>) および <i>Tilletia baclayana</i>	1997	不明
ココナッツ	Coconut lethal yellows (LYD) (ココナッツのファイトプラズマによる病気)	1998	1999
コメ	ヒメアカカツオブシムシ (<i>Trogoderma granarium</i>)	1999	不明
コメ	ヒメアカカツオブシムシ (<i>Trogoderma granarium</i>)	2005	不明
タロ		2006/4	2007
植物検疫証明書		2006/11	2007/3
証明手続き		2007/6	不明
カンキツ	カンキツ黒星病 (Citrus black spot : <i>Phyllosticta citricarpa</i>)	2010/6	継続中

出典：IPPC（2013）。

注：加盟国名は非公開。

IPPC の紛争解決制度の下では、科学・技術の専門家からなる専門家委員会が自ら紛争の技術的側面に関する報告書を作成することになっていることも大きな違いである（IPPC 第 13 条）。

このように、IPPC の紛争解決制度は、外交交渉でもなく、また、WTO の紛争解決制度のような裁判的な紛争解決方式でもない、科学・技術専門家の知見によって直接紛争解決を図る制度である。

IPPC の紛争解決制度は、1952 年の IPPC の発効以来約 60 年間にわたり、公式な活用は一度もなされてこなかった⁵。他方、IPPC 事務局によれば、2013 年までに IPPC 事務局あるいは FAO に対し公式・非公式を問わず支援要請のあった植物検疫上の案件は計 9 件あった（表-1）⁶。ここに挙げられる例はすべて WTO が設立した 1995 年以降の案件であることから、WTO の紛争解決制度が制定され、また、SPS 協定に基づき設置された SPS 委員会が存在しながらも、なお、IPPC の下での紛争の解決を求める動きが少なからず存在したことになる。ただし、EU・南アカンキツ問題以外の案件については、IPPC に対する支援要請にとどまり、IPPC 専門家委員会の公式な活用には至っていない。

II 南アフリカ共和国から EU に輸入されるカンキツの CBS を巡る問題

1 EU による南アからのカンキツの輸入と CBS のリスク

南アからの EU へのカンキツの輸出量は年間 60 万トン前後（EC（2011））で推移している。これは南ア産全体のカンキツの輸出量の 45%～50%を占めており、南アにとって EU は最も大きなカンキツの輸出市場となっている（DAFF（2013 a））。他方、EU 側から見た場合、EU 全体の主要カンキツの輸入量の約 3 割を占めている（表-2）⁷。

表-2 の通り、EU への南ア産カンキツとしてはオレンジが最も多く、EU に輸入されるオレンジ全体の約半分

⁵ ただし、1997 年の改定以降、専門委員会の設置の前に協議プロセスを設けることとなったほか、IPPC 事務局の下で詳細な手続き規則が定められる等、以前と比較し現在の制度はより精緻なものとなっている。

⁶ IPPC 事務局によれば、2014 年中に同事務局に対しさらに 2 件の紛争に関する照会があったという（IPPC（2015））。

⁷ 表-2 のデータに関し、USDA（2014）は Global Trade Atlas のデータを使用。

表-2 EUによるカンキツ輸入 (2010～13年) 単位: トン

	2010～11	2011～12	2012～13
南ア			
オレンジ	286,400	409,828	424,964
タンジェリン	57,940	67,179	80,665
レモン/ライム	44,342	42,132	28,540
グレープフルーツ	92,763	76,480	103,611
計	481,445	595,619	637,780
世界全体			
オレンジ	764,106	848,427	882,533
タンジェリン	341,103	341,658	316,719
レモン/ライム	427,376	440,458	421,925
グレープフルーツ	364,838	340,621	336,459
計	1,897,423	1,971,164	1,957,636
世界全体からの輸入に占める南ア産の割合 (%)			
オレンジ	37.5	48.3	48.2
タンジェリン	17.0	19.7	25.5
レモン/ライム	10.4	9.6	6.8
グレープフルーツ	25.4	22.5	30.8
計	25.4	30.2	32.6

出典: USDA (2014) を元に筆者が集計。



図-1 カンキツ黒星病の病徴

を占めている。

本件で問題となったのは、南アから輸出されるカンキツに存在する CBS であった。CBS は、カンキツの生果実および葉の病害であり、カンキツ黒星病菌 (学名: *Phyllosticta citricarpa*) に感染することにより発生する⁸ (図-1)。CBS は南アには発生しているが、EU には未発

生である (EFSA (2014))。

サワーオレンジおよびその交雑種以外のカンキツすべてが *P. citricarpa* に罹病し、特にレモンが罹病しやすい。罹病することにより果実表面に褐色、黒色等の病斑を形成し大きな被害が発生することが知られている (横浜植物防疫所 (1987; 2010))。この病原菌は収穫後の腐敗を引き起こすことはないが、病斑の形成により商品の市場価値が失われる。CBS を肉眼で検出するのは困難であり (DAFF (2013 a)), 信頼できる病原菌の検出と同定には、実験室での試験が必要である (EPPO (2003))。

⁸ 子の菌に属するカビの一種であり、以前は有性時代の学名である *Guignardia citricarpa* と無性時代の学名である *Phyllosticta citricarpa* の学名が使用されていた。しかしながら、2011 年に国際植物学会議 (International Botanical Congress) において最も古くから用いられている学名を用いることとされたことから、現在は、*Phyllosticta citricarpa* のみが用いられている (EFSA (2014))。

2 問題の経緯

(1) EU の統一市場化前までの規則

EU の統一市場化により植物検疫規則が各国から EC (欧州委員会) に移る前までは、各国が独自の植物検疫措置を採用していた。具体的には、スペイン、ギリシャ、イタリアの 3 か国はヨーロッパ地域外からのカンキツの輸入を禁止し⁹、他方、その他の欧州諸国は CBS の発生国からのカンキツについても CBS に関する植物検疫上の規制を設けずに輸入を認めていた (BARKLEY et al. (2014))。

(2) EU による統一規制の導入とカンキツ黒星病問題の浮上

1992 年、EU が統一市場化し、EU は EU 域内で調和した植物検疫規則を採用した。これによって EU 全域へのカンキツの輸入について CBS に関する規制がかけられることとなった。EU は南アと協議を行い、カンキツ生果実の各荷口に「南アから EU に輸入するカンキツ生果実には CBS が存在しない」旨を付記した植物検疫証明書添付することを義務付けた (EU (2013))。

WTO 設立後の 1997 年、EU が CBS を含むそれまでの植物検疫措置に修正を加える通知を行った際、南アは SPS 委員会において、カンキツの国際貿易においてカンキツ生果実は CBS の感染源になりえないとの趣旨のステートメントを配布した (WTO (1997))。

南アがその理由としてあげたのは、以下の 5 点である。

1. CBS の主要な感染源は子のう胞子 (ascospores) である。子のう胞子は枯死した感染葉には形成されるものの、感染した果実には形成されない。
2. 分生子 (picnidiospores) は、特に果実の病斑部分に形成される分生子殻に生じる。分生子は成熟するとゼラチン上の粘塊の中に押し出され、水滴が跳ね上がることによってしか拡散しえない。
3. 分生子の生存能力は急激に減少する。
4. 果実への感染には感染源 (inoculum)、果実 (fruitlet) 上の 8 時間の自由水の存在、果実が発育上の感受性のステージにあることの三つの要素が必須である。
5. 地中海の降雨地域において CBS の発生は認められていない。果実が感受性となるのは気候条件としては通常乾燥状態である。

しかしながら、このような南アの主張にかかわらず 2000 年、EU は EU 加盟国が EU 以外の国からのカンキツの輸入を行う際に、以下の四つのいずれかを採用するよう義務付けた (EC (2000))。

1. *P. citricarpa* の発生がない国からの輸入
2. *P. citricarpa* の発生がないことが証明された地域

(Pest Free Area) からの輸入

3. 前回の収穫期開始以降に *P. citricarpa* の発生がなく、また、近接地域でも発生のない果樹園から収穫した生果実であって、適正な公的検査によってそれらの生果実に *P. citricarpa* の病徴が認められない場合の輸入

4. *P. citricarpa* に対する適切な処理 (殺菌剤噴霧など) がなされた果樹園から収穫した生果実であって、適正な公的検査によってそれらの生果実に *P. citricarpa* の病徴が認められない場合の輸入

同年、南アは EU に対して、気象モデルを用いた病害虫リスクアセスメントの結果として、EU 内のカンキツ生産地域は CBS が定着するのに適した気候ではなく、また、*P. citricarpa* がカンキツ生果実の輸入を通して *P. citricarpa* の未感染地域に侵入することは考えにくい (“considered to be a very unlikely pathway”) とし、EU に対して上記措置の再検討を要請した。EU 側はそうした証拠、およびその後南アから提出された追加資料を踏まえて病害虫リスクアナリシス (PRA)¹⁰ を欧州食品安全庁 (EFSA) に要請した。しかしながら、PRA の結果は *P. citricarpa* が侵入すれば EU 内のカンキツ生産地域への定着はありうるというものであった。このため EU は、2000 年に導入した措置を継続することとなった (EFSA (2008))。

この EU の措置の継続の判断に南アは納得できないとして、2010 年、EU の植物検疫における CBS の扱いについて IPPC に対し IPPC の下での EU との協議を要請した (EC (2013))。この事案は、IPPC の正式な紛争解決制度の初めての活用事例となった。南アのカンキツ生産者協会 (Citrus Growers' Association : CGA)¹¹ のチャドウィック CEO は、南アが紛争解決のフォーラムとして IPPC を選んだ理由として、① IPPC は技術的問題を協議する場であること、② WTO による紛争解決はより経費が掛かり、小国には手が出ないであろうこと、および③ WTO の場はより対立的であることの 3 点を挙げている (Agritrade (2013))。

⁹ イタリアはグレープフルーツの輸入については許可制の下で認可していた。

¹⁰ 病害虫リスクアナリシスの国際的背景や手順については、齋 (2013) を参照のこと。

¹¹ CGA は南アでの 1997 年に設立された、南アにおける輸出用カンキツの利益を代表する団体であり、約 1,400 の生産者からなる (生産者にはジンバブエおよびスワジランドの生産者も含まれている)。(CGA HP)

(3) IPPCでの協議と南ア産カンキツに対する EU による植物検疫措置の強化

2011 年 6 月, EU は, EU 向け南ア産カンキツの CBS 制御の状況の確認のため監査を行い, 改善点を指摘した (EC (2011))¹²。しかしその後も南アから輸入されるカンキツには植物検疫証明書が添付されているにもかかわらず, 年間約 30 件以上もの CBS が検出された。このような状況を踏まえ, 2012 年 10 月, EU は 2013 年産の南ア産カンキツに関し, CBS の検出が年間 5 件に達した場合には南ア産カンキツの輸入を禁止する等の措置をとり得る旨の規則を実施する意向を公表した (EU (2013), DAFF (2013 b) : p.2)。

2013 年 2 月になり, IPPC の下での南アと EU の協議が行われた (IPPC (2013))。CGA のチャドウィック CEO によれば, 南アとしては IPPC の下での協議を行わずに直接専門家委員会の設置に進みたかったが, EU 側がこれを拒否した結果として, 同協議が行われることとなったという。さらに, 同 CEO によれば, 同協議においても, EU は IPPC における専門家委員会の設置に合意せず, 病害虫リスクアナリシス (PRA) の実施を優先させるとしたことから, 南ア農林水産省 (DAFF) は EU による PRA が終了するのを待つことに合意したという (Agritrade (2013))。

IPPC における協議では, 両者により以下が合意された (EC (2013))。

1. CBS の検出による輸入停止措置については, 欧州委員会は南アに対しその都度報告する。CBS の検出が 5 件に達した場合, EU は措置をとる前に, 南アに協議する。
2. EFSA は再度開始した CBS に関する PRA に関し, 文書のドラフトが作成された段階ですべての利害関係者にオープンな協議の場を設ける。
3. 双方が CBS についての PRA を調査するまでの間, すべての議論と紛争解決措置を停止する。

2013 年 6 月, 南アは SPS 委員会の場で, CBS の感染した南ア産カンキツに対する EU の輸入検疫措置を「特定の貿易関心事項 (Specific Trade Concerns : STC)」として取り上げた (FAO (2014))。同年 2013 年 7 月, EFSA は当該 PRA のドラフトを公表した。その主な内容は, 葉の付いていないカンキツ生果実からの *P. citricarpa* の侵入, 定着およびまん延のリスクはそれぞれ「中程度に起こりうる (moderately likely)」というものであった。これに対し, 同年 9 月, 南アは, 同国に加え, ブラジル, アルゼンチン, 米国, 豪州の計 30 名以上の専門家 (植物病理学者など) で構成される専門家パネル (以

下, 「南ア等 CBS 専門家パネル」という。) を自主的に形成し, EU の PRA のドラフトに対し南ア等 CBS 専門家パネルとしてのコメントを行った。主なコメントは, 「カンキツ生果実は, CBS が EU に侵入, 定着, まん延し, 重大な経済的影響を与える現実的な経路 (a realistic pathway) とはならない。」というものであった (CBS Expert Panel (2013))。

2013 年産の南ア産カンキツから CBS が検出され, カンキツの輸入停止措置がとられたケースは 36 件に上った。こうした状況を踏まえ, 同年 11 月, EU の植物衛生常任委員会 (Standing Committee on Plant Health)¹³ は, 2012 ~ 13 年産の南ア産カンキツについては, 南アの CBS 無発生地域で生産されたもののみを輸入することを勧告した (DAFF (2013 c))。

(4) EU による南ア産カンキツに対する植物検疫措置の更なる強化

2014 年 2 月, EU は CBS の最終 PRA 結果を公表した (EFSA (2014))。主な内容はドラフトと変わらず, 葉の付いていないカンキツ生果実からの *P. citricarpa* の侵入, 定着およびまん延のリスクはそれぞれ「中程度に起こりうる (moderately likely)」というものであった。5 月下旬になって, EU は, 2013 年における南ア産カンキツからの CBS の検出件数の多さと PRA の結果を踏まえ, 南ア産のカンキツ生果実に対する規制をさらに強化する旨をプレスリリースした (EC (2014 b))。その主な内容は, ①収穫前後の農薬処理状況を記録すること, ②パッキングハウスの登録の義務付け, ③果樹園における公的な現地検査の実施, ④ 30 トンのうち, 少なくとも 600 個について南ア当局が CBS の病徴の有無を検査すること, 等であった。これに対し, CGA は, DAFF のゾクワナ大臣 (当時) は EU との CBS 紛争については, 迅速かつ友好的 (amicable) な解決を優先させるべきと指摘した (Bloomberg, 2014 年 5 月 28 日付)。

¹² EU は南アによる CBS の制御状況を把握するため, 1998 年に第 1 回の監査を行い, その後南アは CBS の発生した産品に対処するための行動計画を実施した。その行動計画に対する監査がその後 2009 年および 2011 年に実施された (EU (2013))。

¹³ 欧州委員会における常任委員会 (Standing Committee) は, 欧州委員会が企画している措置に関する作業に対し意見を提出することとなっている。常任委員会は, 食料・飼料の安全性, 動物衛生, 植物検疫 (Plant Health) 等, 14 分野に分かれている (2014 年 11 月現在)。常任委員会はこうしたそれぞれの分野において EU の決定や規則が実践的かつ効果的であることを確保するうえで重要な役割を果たしている。常任委員会は EU 加盟国からの代表により構成されている (European Commission HP)。

(5) IPPC による専門家パネルの設置準備およびその後の進捗

2014 年 7 月, EU はこの新たな規制強化について, SPS 通報を行った。

同年 8 月, 南ア等 CBS 専門家パネルは, 前年の同パネルによるコメントがほとんど反映されていないとして, 再度, EFSA の PRA 最終結果に対するコメントを行った (CBS Expert Panel (2014))。また同月, CGA のチャドウィック CEO は, IPPC に対し, IPPC 専門家委員会の設置を求めていると述べた (Bloomberg, 2014 年 8 月 27 日付)。

同年 9 月になって, DAFF は引き続き EU において南ア産カンキツから CBS が検出されている事態を憂慮し, CBS の無発生地域以外からの EU へのカンキツの輸出を自主規制した (DAFF (2014))。同月, IPPC によって専門家委員会の設置に向け, 専門家をノミネートするための手続きが開始された (IPPC HP)。

その後, 南アは 2014 年 10 月および 2015 年 7 月の SPS 委員会において, 本件を STC として取り上げ, 南ア産カンキツに対する EU による輸入検疫の要求事項が, 技術的に正当化される以上に厳しい措置であることを再度表明した。このうち, 2015 年 7 月の SPS 委員会においては, EU より IPPC 事務局から提案された専門家委員会の取決事項 (Terms of reference) 案¹⁴へのコメントを提出する意向が示された。他方, IPPC 事務局からは, CBS についての中立的な科学的専門家を探すうえで困難に直面しているとの説明がなされた (WTO (2014), WTO (2015))。また, この間の 2015 年 2 月～3 月にかけて EU の監査チームが南アに赴き, EU 向けカンキツの CBS の制御および証明状況について確認を行い, 同年 8 月には南ア側の措置が EU の要求事項を満たしているとの報告書を公表している (EC (2015))。

なお, 上記のように, 南アは SPS 委員会に問題を提起しつつ, 他方で IPPC の紛争解決制度の下での協議の場を求めていったが, この二つの制度は並存状態であり, 特段のヒエラルキーが存在するものではない。

おわりに

本稿では, EU・南アカンキツ問題とともに, 同問題の解決策としての IPPC の紛争解決制度の活用動きを紹介した。IPPC 事務局は, 2015 年末までに IPPC 専門家委員会を開催したい意向を有しているが, 本稿を執筆している 2015 年 11 月末現在, IPPC の専門家委員会が実際に開催されたとの情報は少なくとも IPPC や EU, 南ア政府からは公表されていない。本稿の EU・南アカ

ンキツ問題の経緯については, したがって途中経過の報告であって, 本件が IPPC の場でさらに進展するのか, このまま南アと EU 間の二カ国間の協議により事態が収斂するのか, あるいは解決が一層困難となり WTO の紛争解決制度に場が移っていくのか等については, 現段階では明らかでない。

本稿では, EU・南アカンキツ問題に関し, EU が行った PRA や南ア等 CBS 専門家パネルが EU に提出した科学的コメント等の科学・技術的内容に加え, 南ア側の動きや活用された制度の概要についても併せて紹介した。こうした内容は, 実務者等にとっても関心を持ちうる事項であろう。それは例えば, なぜ南アは本件に関し IPPC を協議の場として選択したのであるのか, IPPC の紛争解決手続きは果たして機能しうるのだろうか, あるいは, 仮に本件において IPPC の専門家委員会で検討され, 同委員会による勧告がなされた場合, その科学・技術的見解は WTO の場ではどのように活かされるのであろうか, といった関心である。科学・技術的な協議の内容や推移に加え, こうした観点からも, EU 南アカンキツ問題は今後とも注視する価値のある案件であると思われる。

最後になったが, 本稿の見解は, 筆者個人のものであり, 必ずしも筆者が属している組織の公式見解ではないことを付け加えさせていただく。

引用文献

- 1) Agritrade (2013): Dispute settlement procedures raise serious issues for South African citrus exporters, Wageningen, The Technical Centre for Agricultural and Rural Cooperation (CTA).
- 2) BARKLEY, P. (Broadbent) et al., (2014): Invasive Pathogens in Plant Biosecurity. Case Study: Citrus Biosecurity. In The Handbook of Plant Biosecurity, edited by Gordon Gordh and Simon McKirdy, New York, Springer.
- 3) Bloomberg (2014): South Africa Says EU Citrus Black-Spot Measures Unsustainable, 2014 年 5 月 28 日付。
- 4) Bloomberg (2014): South African Citrus Growers Seek Panel on EU Black-Spot Dispute, 2014 年 8 月 27 日付。
- 5) Citrus Growers' Association (2015): About Us, 2014 年 10 月 19 日アクセス: <http://www.cga.co.za/pages/4289>.
- 6) CBS Expert Panel (2013): Comments on: EFSA Panel on Plant Health, 2013. Draft Scientific Opinion on the risk of *Phyllosticta citricarpa* (*Guignardia citricarpa*) for the EU territory with identification and evaluation of risk reduction options.
- 7) — (2014): Comments on the European Union Food Safety Authority's Pest Risk Assessment for *Phyllosticta citricarpa*.
- 8) DAFF (2013 a): Briefing Document to Parliamentary Portfolio Committee No. 5.3.4.2, Pretoria, DAFF.
- 9) — (2013 b): SPS news, June 2013, Pretoria, DAFF.
- 10) — (2013 c): Media Release: Reports of a ban of exports of fresh citrus fruit to the European Union due to Citrus Black Spot, Pretoria, DAFF.

¹⁴ 2015 年 2 月に IPPC 事務局が南アおよび EU の両者に対し送付 (IPPC (2015))。

- 11) — (2014) : Media Statement : Limiting the Risk of More Citrus Black Spot (CBS) Detections in South African Citrus Exported to the European Union (EU), Pretoria, DAFF.
- 12) EFSA (2008) : Scientific Opinion of the Panel on Plant Health on a request from the European Commission on *Guignardia citricarpa* Kiely, EFSA Journal, 925.
- 13) — (2014) : Scientific Opinion on the risk of *Phyllosticta citricarpa* (*Guignardia citricarpa*) for the EU territory with identification and evaluation of risk reduction options. EFSA Journal 12 (2 : 3557).
- 14) EPPO (2003) : Standards : diagnostic protocols for regulated pests ; PM 7/17 *Guignardia citricarpa*. EPPO Bulletin, 33.
- 15) European Commission (2000) : “Council Directive 2000/29/EC of 8 May 2000 on protective measures against the introduction into the Community of organisms harmful to plants or plant products and against their spread within the Community”, Official Journal of the European Communities, L169.
- 16) — (2011) : Final Report of an Audit Carried Out in South Africa from 07 to 17 June 2011, DG (SANCO) 2011-6070-MR Final, Brussels, European Commission.
- 17) — (2013) : Import Into the EU of Citrus Fruits from South Africa, Brussels, European Commission.
- 18) — (2014 a) : 欧州委員会健康・消費者局 (European Commission DG Health and Consumers) ホームページ, 2014年10月22日アクセス : http://ec.europa.eu/food/plant/standing_committees/index_en.htm.
- 19) — (2014 b) : Plant Health : Commission strengthens rules on citrus fruit imports from South Africa, Brussels, European Commission.
- 20) — (2015) : Final Report of an Audit Carried Out in South Africa from 24 February 2015 to 06 March 2015 in order to evaluate the system of official controls and the certification of citrus fruit for export to the European Union, Brussels, European Commission.
- 21) European Union (2013) : Press Release of EU Delegation to South Africa : SA-EU citrus trade stays in the limelight, Pretoria, European Union.
- 22) FAO (2014) : Activities of the SPS Committee and other relevant WTO activities in 2013, Prepared by the WTO Secretariat, CPM 2014/INF/03, Rome, FAO.
- 23) 舟木康郎 (2015) : “植物検疫に関する国際的枠組みの形成と機能の変遷 (I)”, 植物防疫 69 (6).
- 24) IPPC (2013) : Update on the IPPC Dispute Settlement System Review and the Ninth Meeting of the SBDS, Rome, FAO.
- 25) — (2015) : Welcome to The Democratic Republic of the Congo (DRC) as the 182nd contracting party to the IPPC. 2015年11月7日アクセス : <https://www.ippc.int/en/news/welcome-to-the-democratic-republic-of-the-congo-drc-as-the-182nd-contracting-party-to-the-ippc/>,..
- 26) — (2015) : Dispute avoidance and settlement cases, Agenda item 16.2, Prepared by the IPPC Secretariat, Tenth Session, Commission on Phytosanitary Measures, Rome, FAO
- 27) 農林水産省 (2015) : 国際植物防疫条約 (IPPC) について, 2015年11月7日アクセス : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/ippc.html>.
- 28) 齋 正弘 (2013) : “病害虫リスクアナリシス (Pest Risk Analysis)”, 植物防疫 67 (2).
- 29) USDA (2014) : GAIN Report : EU-28 Citrus Semi-annual 2014, Washington D.C., USDA.
- 30) WTO (1997) : Statement by South Africa at the Meeting of 1-2 July 1997, G/SPS/GEN/26, Geneva, WTO.
- 31) — (2014) : Summary of the Meeting of 15 and 17 October 2014, G/SPS/R/76.
- 32) — (2015) : Summary of the Meeting of 15-16 July 2015, G/SPS/R/79.
- 33) 横井幸生 (2015) : “国際植物防疫条約 (IPPC) の役割と機能および関連貿易紛争の概観”, 国連研究, 16.
- 34) 横浜植物防疫所 (1987) : “主な未侵入病害虫の解説 : カンキツ黒星病”, 植物防疫所病害虫情報 22.
- 35) — (2010) : “海外のニュース米国で発生したカンキツ黒星病 (Citrus black spot)”, 植物防疫所病害虫情報 91.